

# \_\_\_\_\_会 会則

(名称)

第1条 この会は、\_\_\_\_\_会とする。

(目的)

第2条 この会は、\_\_\_\_\_を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 この会は、目的を達成するため次の活動を行う。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(3) \_\_\_\_\_

(会員)

第4条 この会は、別表のとおり構成する。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

(1) 代表者 \_\_\_\_\_名

(2) 副代表者 \_\_\_\_\_名

(3) 会計 \_\_\_\_\_名

(4) 監査 \_\_\_\_\_名

(任期)

第6条 役員任期は\_\_年とする。ただし、欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 この会は、次の会議を開催し運営する。

(1) \_\_\_\_\_

(2) \_\_\_\_\_

(会費)

第8条 会費は、毎月\_\_\_\_\_円とする。ただし、必要に応じて臨時に徴収することができる。

(会計年度)

第9条 会計年度は、\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から翌年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までとする。

(その他)

第10条 この会則の改正や、その他必要な事項は総会で決定する。

付 則

この規約は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から施行する。